

短期入所生活介護

【指定居宅サービス事業者】

サービスの種類	短期入所生活介護（介護保険法第8条第9項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	法人であって、老人福祉法に規定する老人短期入所事業を行う施設又は老人短期入所施設を設置する者であること（介護保険法第8条第9項）
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	なし
関連法	老人福祉法上の届出	老人福祉法第5条の2第4項の老人短期入所事業又は第20条の3の老人短期入所施設として同法第14条又は第15条第2項の届出が必要
法人所轄庁との連携		事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること

・ **短期入所生活介護**

居宅要介護者について、老人福祉法第5条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の3に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと（介護保険法第8条第9項）

・ **ユニット型短期入所生活介護**

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する

◎短期入所生活介護事業所の指定基準

短期入所生活介護事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」、「Ⅲ 運営に関する基準」、「Ⅳ ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」及び「Ⅴ 一部ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」をすべて満たす必要があります。

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 管理者 専従の管理者を1人置くこと *従業者との兼務可 *併設する事業所・施設等がある場合には、これらに従事する者との兼務可</p> <p>2 医師 1人以上</p> <p>3 生活相談員 (1) 利用者：生活相談員=100：1（常勤換算） (2) うち1人を常勤とする</p> <p>4 介護職員又は看護職員（看護師、准看護師） (1) 利用者：介護職員・看護職員=3：1（常勤換算） (2) うちそれぞれ1人を常勤とする</p> <p>5 栄養士 1人以上 *利用定員が40人を超えない場合で、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることが可能な場合は、栄養士を置かないことができる</p> <p>6 機能訓練指導員 (1) 1人以上 (2) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者 *他の従業者との兼務可</p> <p>7 調理員その他の従業者 実情に応じた適当数</p> <p><空床利用で行う場合の特例> 特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合は、上記2～7の職種について、利用者を特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数を配置すること</p> <p><併設事業所で行う場合の特例> 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設されている利用定員が20人未満の事業所にあつては、上記3、4の職種について常勤で配置する必要はない</p> <p>※具体的には、9-5ページ以降をご覧ください。</p>

	内 容
II 設 備 に 関する基準	<p>1 ベッド数 20床以上設置し、専用の居室を設けること <空床利用で行う場合の特例> 特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合は、20床未満でも可 <併設事業所で行う場合の特例> 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設した事業所の場合は、20床未満でも可</p> <p>2 設備 (1) 建築基準法の規定による耐火建築物 *入所者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、準耐火建築物でも可 (2) 次の設備を設けること 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備、備品等 *他の社会福祉施設等を利用することが可能な場合には、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室、看護職員室を除き兼用可 <空床で行う場合の特例> 特別養護老人ホームの空床を利用する場合には、設備の兼用可 <併設施設で行う場合の特例> 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設している場合には、居室を除き設備の兼用可</p> <p>3 居室 (1) 居室定員 4人以下 (2) 居室床面積 利用者1人当たり 10.65㎡以上 *居室定員、居室面積については、現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、上記設備基準について、なお従前の例による (3) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること</p> <p>4 食堂</p> <p>5 機能訓練室 (1) 食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者1人当たり3㎡以上であること *現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、上記設備基準について、なお従前の例による (2) 食堂と機能訓練室は兼用可</p>

	内 容
II 設備に関する基準	<p>(3) サービスを提供する際には、所定の面積を専用可能であること</p> <p>6 浴室 要介護者に適したもの</p> <p>7 便所 要介護者に適したもの</p> <p>8 洗面設備 要介護者に適したもの</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 廊下幅 1.8 m 以上 ただし、中廊下幅は2.7 m 以上</p> <p>(2) 常夜灯の設置、階段傾斜を緩やかにする</p> <p>(3) 非常用設備の設置</p> <p>(4) 居室、機能訓練室、食堂、浴室、静養室が2階以上にある場合、傾斜路又はエレベーターの設置</p> <p>*現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、上記設備基準について、なお従前の例による</p> <p>※具体的には、9-7ページ以降をご覧ください。</p>
III 運営に関する基準	<p>※9-8ページ以降をご覧ください。</p>
IV ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準	<p>1 ユニット(定員 10人以下)</p> <p>(1) 居室</p> <p>①定員1人(ただし、必要と認められる場合は2人)</p> <p>②一人当たりの床面積は10.65㎡以上</p> <p>(2) 共同生活室 床面積は(2×ユニットの利用定員)㎡以上</p> <p>(3) 洗面設備 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数 要介護者に適したもの</p> <p>(4) 便所 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数 要介護者に適したもの</p> <p>2 浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備、備品等</p> <p>※具体的には、9-22ページ以降をご覧ください。</p>
V 一部ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準	<p>1 ユニット部分は、「IV ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」を適用。 それ以外の部分は、「II 設備に関する基準」を適用。</p> <p>2 浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室については、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の整備とできる。</p>

◎短期入所生活介護事業所に関する指定基準について（法第74条）

【凡 例】

「法」 = 介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」 = 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平11厚令37」 = 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

「平11老企25」 = 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス事業に関する基準について（平成11年老企第25号：保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」 = 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：保健福祉局老人福祉計画課長通知）

「平12老企54」 = 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平13老発155」 = 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年老発第155号：厚生労働省老健局長通知）

※「平11厚令37第140条準用（第9条）」は、「平11厚令37第140条により準用する第9条」という意味です。

I 人員に関する基準（平11厚令37第121条及び第122条）

（1）従業者の員数

① 平11厚令37第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとは、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定短期入所生活介護を行う特別養護老人ホームを意味するものである。

② 併設事業所については、

イ 平11厚令37第121条第4項の「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。

ロ 医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えない。

ハ 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者50人、利用者10人の場合の看護・介護職員の員数は、 $50 \div 3 = 17$ （端数切り上げ）と $10 \div 3 = 4$ （端数切り上げ）の合計で21人となるのではなく、 $(50+10) \div 3 = 20$ 人となる。

ニ また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとする。例えば、特定施設に併設されている場合で、特定施設入居者生活介護の利用者が110人、短期入所生活介護の利用者が20人である場合の生活相談員の員数は、 $110+20=130$ 人について計算するため、合計で2人ということとなる。

（2）生活相談員（平11厚令37第121条第1項第2号）

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年

3月31日厚生省令第46号)第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとする。

【参考：特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(抄)】

(職員の資格要件)

第5条第2項 生活相談員は、社会福祉事業法第18条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

【参考：社会福祉事業法(抄)】

(資格)

第18条 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢20年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、次の各号の一に該当するものうちから任用しなければならない。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基く大学、旧大学令(大正7年勅令388号)に基く大学、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)に基く高等学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基く専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 2 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 3 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

(3) 機能訓練指導員(平11厚令37第121条第6項)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

(4) 栄養士

平11厚令37第121条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。

(5) 管理者

指定短期入所生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ① 当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。)

II 設備に関する基準（平 11 厚令 37 第 123 条及び第 124 条）

- (1) 指定短期入所生活介護事業所の建物は、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。
- (2) 第124条第1項の規定にかかわらず、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない場合を規定している同上第2項中の「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときについては、次の点を考慮して判断されたい。
 - ①第124条第2項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。
 - ②日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。
 - ③管理者及び防火管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災組織の高揚に努めること。
 - ④定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。
- (3) 指定短期入所生活介護事業所の設備は、当該指定短期入所生活介護の運営上及びサービス提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が併設されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、利用者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。なお、指定短期入所生活介護事業者が利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。
- (4) 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。
- (5) 指定短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。
- (6) 指定短期入所生活介護事業所に設置する傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車いす等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げるものとする。
- (7) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設

備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。

(8) 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。

(9) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。

(10) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

(11) 経過措置（平 11 厚令 37 附則第 3 条）

平 11 厚令 37 の施行の際、現に存する老人短期入所事業を行っている施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平 11 厚令 37 の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち 1 の居室の定員に関する基準（4 人以下）、利用者 1 人当たりの床面積に関する基準（10.65 平方メートル以上）、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準（3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上）並びに構造設備の基準（廊下の幅の基準、常夜灯の設置、傾斜路の設置等）を適用しないものである。

Ⅲ 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。（平 11 厚令 37 第 125 条）

2 指定短期入所生活介護の開始及び終了

(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しなければならない。（平 11 厚令 37 第 126 条第 1 項）

(2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。（平 11 厚令 37 第 126 条第 2 項）

3 提供拒否の禁止

指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒ん

ではない。(平11厚令37第140条準用(第9条))

特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。(平11老企25第3の3の(2)を準用)

4 サービス提供困難時の対応

指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(平11厚令37第140条準用(第10条))

5 受給資格等の確認

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。(平11厚令37第140条準用(第11条第1項))
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めなければならない。(法第73条第2項、平11厚令37第140条準用(第11条第2項))

6 要介護認定等の申請に係る援助

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平11厚令37第140条準用(第12条第1項))
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平11厚令37第140条準用(第12条第2項))

7 心身の状況等の把握

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平11厚令37第140条準用(第13条))

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 15 条)）

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 16 条)）

10 サービスの提供の記録

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 19 条第 1 項)）
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 19 条第 2 項)）

11 利用料等の受領

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。（平 11 厚令 37 第 127 条第 1 項）
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。（平 11 厚令 37 第 127 条第 2 項）

- (3) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けてはならない。(平 11 厚令 37 第 127 条第 3 項)
- ① 厚生労働大臣の定める基準(平成 12 年 3 月 30 日厚生省告示第 123 号)に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ② 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 - ③ 食材料費
 - ④ 理美容代
 - ⑤ ①から④に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱わなければならない。(平 12 老企 54)
- (4) 指定短期入所生活介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 37 第 127 条第 4 項)
- (5) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(規則第 65 条)で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。(法第 41 条第 8 項)
- (6) 指定短期入所生活介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第 65 条)

12 保険給付の請求のための証明書の交付

指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 21 条))

13 指定短期入所生活介護の取扱方針

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 128 条第 1 項)
- (2) 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。(平 11 厚令 37 第 128 条第 2 項)

「相当期間以上」とは、概ね 4 日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4 日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(4)の①)
- (3) 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 128 条第 3 項)
- (4) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。(平 11 厚令 37 第 128 条第 4 項)

※身体拘束禁止の対象となる具体的行為 (平 13 老発 155 (身体拘束ゼロへの手引き))

 - ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。
 - ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
 - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
 - ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服) を着せる。
 - ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- (5) 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ

を得ない理由を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 128 条第 5 項)

- (6) 指定短期入所生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持たなければならない。そのため、指定短期入所生活介護事業所の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めなければならない。(平 13 老発 155 の 2・3)
- (7) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しなければならない。(平 13 老発 155 の 3・5)

※改善計画に盛り込むべき内容

- ① 事業所内の推進体制
- ② 介護の提供体制の見直し
- ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き
- ④ 事業所の設備等の改善
- ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み
- ⑥ 利用者の家族への十分な説明
- ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標

- (8) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し 2 年間保存しなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(4)の③)

なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しなければならない。(平 13 老発 155 の 6)

- (9) 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(法第 73 条第 1 項、平 11 厚令 37 第 128 条第 6 項)

14 短期入所生活介護計画の作成

- (1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。(平 11 厚令 37 第 129 条第 1 項)
- (2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。(平 11 厚令 37 第 129 条第 2 項)
- (3) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、

その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 37 第 129 条第 3 項)

- (4) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。(平 11 厚令 37 第 129 条第 4 項)

15 介護

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。(平 11 厚令 37 第 130 条第 1 項)
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。(平 11 厚令 37 第 130 条第 2 項)
- (3) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 130 条第 3 項)
- (4) 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。(平 11 厚令 37 第 130 条第 4 項)
- (5) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 130 条第 5 項)
- (6) 指定短期入所生活介護事業者は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。(平 11 厚令 37 第 130 条第 6 項)
- (7) 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。(平 11 厚令 37 第 130 条第 7 項)

16 食事

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 131 条第 1 項)
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。(平 11 厚令 37 第 131 条第 2 項)
- (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(7)の②)
- (4) 夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降としなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(7)の③)

17 機能訓練

指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 132 条)

18 健康管理

- (1) 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意をするとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。(平 11 厚令 37 第 133 条第 1 項)
- (2) 指定短期入所生活介護事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、差し支えない。(平 11 厚令 37 第 133 条第 2 項)

19 相談及び援助

指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 134 条)

20 その他のサービスの提供

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 135 条第 1 項)
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 135 条第 2 項)

21 緊急時等の対応

- (1) 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 136 条)
- (2) 当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(12)の②)

22 利用者に関する市町村への通知

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 26 条))

- ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

23 管理者の責務

- (1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 52 条第 1 項))
- (2) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 9 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 52 条第 2 項))

24 運営規程

指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めなければならない。(平 11 厚令 37 第 137 条)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員(第 121 条第 2 項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
- ④ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の送迎の実施地域
- ⑥ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

25 勤務体制の確保等

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 101 条第 1 項))
- (2) 従業者については、指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしなければならない。
併設の指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を

作成しなければならない。

なお、空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあつては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば差し支えない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(15)の①)

- (3) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、差し支えない。

(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 101 条第 2 項))

- (4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 101 条第 3 項))

26 定員の遵守

指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、差し支えない。(平 11 厚令 37 第 138 条)

- ① 第 121 条第 2 項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- ② ①に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

27 地域等との連携

指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 139 条)

28 非常災害対策

指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に指定短期入所生活介護従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 103 条))

指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくり

を求めることとしたものである。

なお、「非常災害に関する具体的計画」は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせなければならない。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせなければならない。(平11老企25第3の六の3の(6)を準用)

29 衛生管理等

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(平11厚令37第140条準用(第104条第1項))
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(平11厚令37第140条準用(第104条第2項))
また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保たなければならない。(平11老企25第3の六の3の(7)の①を準用)
- (3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めなければならない。(平11老企25第3の六の3の(7)の②を準用)

30 掲示

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平11厚令37第140条準用(第32条))

31 秘密保持等

- (1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平11厚令37第140条準用(第33条第1項))
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平11厚令37第140条準用(第33条第2項))
- (3) 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報

を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 33 条第 3 項))

32 広告

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 34 条))

33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 35 条))

34 苦情処理

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 36 条第 1 項))
具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の (23) の①を準用)
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 36 条第 2 項))
- (3) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。
また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 36 条第 3 項))
- (4) 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 36 条第 4 項))
- (5) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条(連合会の業務)第 1 項第 2

号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 36 条第 5 項))

- (6) 指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 36 条第 6 項))

35 事故発生時の対応

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 37 条第 1 項))
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 37 条第 2 項))
- (3) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 37 条第 3 項))
- (4) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(24)の③を準用)

36 会計の区分

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条準用(第 38 条))
- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 老振発第 18 号)に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(25))

37 記録の整備

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。(平 11 厚令 37 第 139 条の 2 第 1 項)
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。(平 11 厚令 37 第 139 条の 2 第 2 項)
- ① 短期入所生活介護計画
- ② 平 11 厚令 37 第 140 条において準用する第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的

なサービスの内容

- ③ 平 11 厚令 37 第 128 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④ 平 11 厚令 37 第 140 条において準用する第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録
- ⑤ 平 11 厚令 37 第 140 条において準用する第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑥ 平 11 厚令 37 第 140 条において準用する第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

IV ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(1) 設備に関する基準（平 11 厚令 37 第 140 条の 4 及び 140 条の 5）

- 1 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、準耐火建築物とすることができる。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。
 - ① ユニット
 - ② 浴室
 - ③ 医務室
 - ④ 調理室
 - ⑤ 洗濯室又は洗濯場
 - ⑥ 汚物処理室
 - ⑦ 介護材料室
- 3 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及びユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。
- 4 平 11 厚令 37 第 121 条第 2 項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 32 条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、

第3項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

(イ)居室

- (1) 一の居室の定員は1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (3) 利用者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。
- (4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(ロ)共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

(ハ)洗面設備

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(ニ)便所

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(2) 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。(平11厚令37第140条の13準用(第125条))

2 指定短期入所生活介護の開始及び終了

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用 (第 126 条第 1 項))
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用 (第 126 条第 2 項))

3 提供拒否の禁止

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 9 条))

特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。また利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否してはならない(ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平 12 老振 76 号)の 1 を除く)。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(2)を準用)

4 サービス提供困難時の対応

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のユニット型指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 10 条))

5 受給資格等の確認

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 11 条第 1 項))
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めなければならない。(法第 73 条第 2 項、平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 11 条第 2 項))

11 条第 2 項))

6 要介護認定等の申請に係る援助

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 12 条第 1 項))
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 12 条第 2 項))

7 心身の状況等の把握

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 13 条))

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 15 条))

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 16 条))

10 サービスの提供の記録

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、

当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 19 条第 1 項))

- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 19 条第 2 項))

11 利用料等の受領

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 6 第 1 項)
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 6 第 2 項)
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けてはならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 6 第 3 項)
- ① 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
 - ② ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用
 - ③ 食材料費
 - ④ 理美容代
 - ⑤ ①から④に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 6 第 4 項)

12 保険給付の請求のための証明書の交付

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の

内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用 (第 21 条))

13 指定短期入所生活介護の取扱方針

- (1) 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 7 第 1 項)
- (2) 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 7 第 2 項)
- (3) 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 7 第 4 項)
- (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 7 第 5 項)
- (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 7 第 6 項)
- (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 7 第 7 項)
- (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 7 第 8 項)

14 短期入所生活介護計画の作成

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140

条の13 準用(第129条第1項))

- (2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。(平11厚令37第140条の13 準用(第129条第2項))
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。(平11厚令37第140条の13 準用(129条第3項))
- (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。(平11厚令37第140条の13 準用(第129条第4項))

15 介護

- (1) 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。(平11厚令37第140条の8第1項)
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。(平11厚令37第140条の8第2項)
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。(平11厚令37第140条の8第3項)
- (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。(平11厚令37第140条の8第4項)
- (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。(平11厚令37第140条の8第5項)
- (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)から(5)に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。(平11厚令37第140条の8第6項)
- (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。(平11厚令37第140条の8第7項)
- (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。(平11厚令37第140条の8第8項)

16 食事

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 9 第 1 項)
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 9 第 2 項)
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 9 第 3 項)
- (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 9 第 4 項)

17 機能訓練

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 132 条))

18 健康管理

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意をするとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 133 条第 1 項))
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、差し支えない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 133 条第 2 項))

19 相談及び援助

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 134 条))

20 その他のサービスの提供

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 10 第 1 項)
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 10 第 2 項)

21 緊急時等の対応

- (1) 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 136 条))
- (2) 当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(12)の②)

22 利用者に関する市町村への通知

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 26 条))

- ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

23 管理者の責務

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用 (第 52 条第 1 項))
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 9 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 52 条第 2 項))

24 運営規定

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 11)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員(平11厚令37第121条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- ④ ユニットの数及びユニットごとの利用定員(平11厚令37第121条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- ⑤ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 通常の送迎の実施地域
- ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ その他運営に関する重要事項

25 勤務体制の確保等

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。(平11厚令37第140条の11の2第1項)
- (2) 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。(平11厚令37第140条の11の2第2項)
 - ① 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - ② 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。(平11厚令37第140条の11の2第3項)
- (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護事業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(平11厚令37第140条の11の2第4項)
- (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。(平11厚令37第140条の13準用(第101条第1項))

- (6)従業者については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしなければならない。
- 併設のユニット型指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成しなければならない。
- なお、空きベッドを利用してユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあつては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば差し支えない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(15)の①)
- (7)ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、差し支えない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 101 条第 2 項))
- (8)ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 101 条第 3 項))

26 定員の遵守

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 12 第 1 項)

- ① 平 11 厚令 37 第 121 条第 2 項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- ② ①に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

27 地域等との連携

ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 139 条))

28 非常災害対策

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に指定短期入所生活介護従業者

に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。(平11厚令37第140条の13準用(第103条))

指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものである。

なお、「非常災害に関する具体的計画」は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされているユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせなければならない。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされているユニット型指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせなければならない。(平11老企25第3の六の(6)を準用)

29 衛生管理等

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(平11厚令37第140条の13準用(第104条第1項))
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(平11厚令37第140条の13準用(第104条第2項))
また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保たなければならない。(平11老企25第3の六の3の(7)の①を準用)
- (3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めなければならない。(平11老企25第3の六の3の(7)の②を準用)

30 掲示

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平11厚令37第140条の13準用(第32条))

31 秘密保持等

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 33 条第 1 項))
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 33 条第 2 項))
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 33 条第 3 項))

32 広告

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 34 条))

33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 35 条))

34 苦情処理

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 36 条第 1 項))
具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の (23) の①を準用)
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 36 条第 2 項))
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、

法第 23 条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用（第 36 条第 3 項））

- (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用（第 36 条第 4 項））
- (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条（連合会の業務）第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用（第 36 条第 5 項））
- (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用（第 36 条第 6 項））

35 事故発生時の対応

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用（第 37 条第 1 項））
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用（第 37 条第 2 項））
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用（第 37 条第 3 項））
- (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の (24) の③を準用）

36 会計の区分

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用（第 38 条））

- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平 13 老振発第 18 号）に沿って適切に行わなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(25)）

37 記録の整備

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 139 条の 2 第 1 項)）
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 13 準用(第 139 条の 2 第 2 項)）
- ① 短期入所生活介護計画
 - ② 平 11 厚令 37 第 140 条の 13 において準用する第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容
 - ③ 平 11 厚令 37 第 128 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ④ 平 11 厚令 37 第 140 条の 13 において準用する第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録
 - ⑤ 平 11 厚令 37 第 140 条の 13 において準用する第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - ⑥ 平 11 厚令 37 第 140 条の 13 において準用する第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

V 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(1) 設備に関する基準（平 11 厚令 37 第 140 条の 16 及び 140 条の 17）

一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては平 11 厚令 37 第 140 条の 4（ユニット型指定短期入所生活介護事業所）に、それ以外の部分にあつては平 11 厚令 37 第 124 条（指定短期入所生活介護事業所）に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービス提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(2) 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 125 条））

2 指定短期入所生活介護の開始及び終了

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 126 条第 1 項））
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 126 条第 2 項））

3 提供拒否の禁止

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 9 条))

特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。また利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否してはならない(ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平 12 老振 76 号)の 1 を除く)。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(2)を準用)

4 サービス提供困難時の対応

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 10 条))

5 受給資格等の確認

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 11 条第 1 項))
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めなければならない。(法第 73 条第 2 項、平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 11 条第 2 項))

6 要介護認定等の申請に係る援助

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 12 条第 1 項))
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 12 条第 2 項))

7 心身の状況等の把握

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 13 条））

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 15 条））

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 16 条））

10 サービスの提供の記録

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 19 条第 1 項））
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 19 条 2 項））

11 利用料等の受領

(ア)一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては、下記(1)から(4)による。（平 11 厚令 37 第 140 条の 18）

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。
 - (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 - (3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けてはならない。
 - ① 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
 - ② ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用
 - ③ 食材料費
 - ④ 理美容代
 - ⑤ ①から④に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - (4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- (イ) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分以外の部分にあつては、下記(1)から(6)による。(平11厚令37第140条の18)
- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。
 - (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 - (3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けてはならない。

- ① 厚生労働大臣の定める基準(平成 12 年 3 月 30 日厚生省告示第 123 号)に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ② 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 - ③ 食材料費
 - ④ 理美容代
 - ⑤ ①から④に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱わなければならない。(平 12 老企 54)
- (4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
 - (5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(規則第 65 条)で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。(法第 41 条第 8 項)
 - (6) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該一部ユニット型指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第 65 条)

12 保険給付の請求のための証明書の交付

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 21 条))

13 一部ユニット型指定短期入所生活介護の取扱方針

- (ア)一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては下記(1)～(8)による。(平11厚令37第140条の19)
- (1) 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
 - (2) 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
 - (3) 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
 - (4) 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
 - (5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - (6) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (7) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - (8) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (イ)一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット以外の部分にあつては下記(1)～(9)による。(平11厚令37第140条の19)
- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
 - (2) 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあつても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作

成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行わなければならない。

(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(4)の①)

(3) 一部ユニット型短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

※身体拘束禁止の対象となる具体的行為 (平 13 老発 155 (身体拘束ゼロへの手引き))

① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

③ 自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。

④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服) を着せる。

⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持たなければならない。そのため、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めなければならない。

(7) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しなければならない。(平 13 老発 155 の 3・5)

※ 改善計画に盛り込むべき内容

① 事業所内の推進体制

- ② 介護の提供体制の見直し
 - ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き
 - ④ 事業所の設備等の改善
 - ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み
 - ⑥ 利用者の家族への十分な説明
 - ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標
- (8) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(4)の③)
- なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しなければならない。(平 13 老発 155 の 6)
- (9) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(法第 73 条第 1 項、平 11 厚令 37 第 140 条の 19)

14 短期入所生活介護計画の作成

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 129 条第 1 項))
- (2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 129 条第 2 項))
- (3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(129 条第 3 項))
- (4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 129 条第 4 項))

15 介護

- (ア) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては下記

(1)～(8)による。(平 11 厚令 37 第 140 条の 20)

- (1) 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- (3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- (4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- (5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- (6) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)から(5)に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- (7) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- (8) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(イ) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護はユニット以外の部分にあつては、下記(1)～(7)による。(平 11 厚令 37 第 140 条の 20)

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- (3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- (4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- (5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)から(4)に定めるほか、

利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

- (6) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- (7) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

16 食事

(ア) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の食事はユニット部分にあつては、下記

(1)～(4)による。(平 11 厚令 37 第 140 条の 21)

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- (3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- (4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(イ) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の食事はユニット以外の部分にあつては下記(1)～(6)による。(平 11 厚令 37 第 140 条の 21)

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。
- (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしなければならない。
- (4) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けなければならない。
- (5) 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならない。(平 11 老企 25 第 10 の 3 の(7)の④)
- (6) 夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降としなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(7)の⑤)

17 機能訓練

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 132 条))

18 健康管理

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意をするとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 133 条第 1 項))
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、差し支えない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 133 条第 2 項))

19 相談及び援助

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 134 条))

20 その他のサービスの提供

- (ア) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては下記(1)～(2)による。(平 11 厚令 37 第 140 条の 22)
- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
 - (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
- (イ) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット以外の部分にあつては下記(1)～(2)による。(平 11 厚令 37 第 140 条の 22)
- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
 - (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

21 緊急時等の対応

- (1) 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 136 条))
- (2) 当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(12)の②)

22 利用者に関する市町村への通知

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 26 条))

- ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

23 管理者の責務

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用 (第 52 条第 1 項))
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 9 章 第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 52 条第 2 項))

24 運営規定

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 23)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ ユニット部分の利用定員及びそれ以外の部分の利用定員(平 11 厚令 37 第 121 条第 2 項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

- ④ ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（平 11 厚令 37 第 121 条第 2 項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- ⑤ ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑦ 通常の送迎の実施区域
- ⑧ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑨ 緊急時等における対応方法
- ⑩ 非常災害対策
- ⑪ その他運営に関する重要事項

25 勤務体制の確保等

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 101 条第 1 項））
- (2) 従業者については、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしなければならない。
併設の一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成しなければならない。
なお、空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあつては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば差し支えない。（平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(15)の①）
- (3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、差し支えない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 101 条第 2 項））
- (4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。（平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用（第 101 条第 3 項））

26 定員の遵守

(ア) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては下記による。

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、差し支えない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 24)

- ① 平 11 厚令 37 第 121 条第 2 項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該一部ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- ② ①に該当しない一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(イ) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット以外の部分にあっては下記による。

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、差し支えない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 24)

- (1) 平 11 厚令 37 第 121 条第 2 項の適用を受ける特別養護老人ホームである一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ①に該当しない一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

27 地域等との連携

一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(139 条))

ここから

28 非常災害対策

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 103 条))

なお、「非常災害に関する具体的計画」は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火

管理者を置くこととされている一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、その者に行わせなければならない。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせなければならない。(平 11 老企 25 第 8 の 3 の(6)を準用)

29 衛生管理等

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 104 条第 1 項))
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 104 条第 2 項))
また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保たなければならない。(平 11 老企 25 第 8 の 3 の(7)の①を準用)
- (3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めなければならない。(平 11 老企 25 第 8 の 3 の(7)の②を準用)

30 掲示

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用 (第 32 条))

31 秘密保持等

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 33 条第 1 項))
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 33 条第 2 項))
- (3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 33 条第 3 項))

32 広告

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平11厚令37第140条の25準用(第34条))

33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平11厚令37第140条の25準用(第35条))

34 苦情処理

(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平11厚令37第140条の25準用(第36条第1項))

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行わなければならない。(平11老企25第3の3の(23)の①を準用)

(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平11厚令37第140条の25準用(第36条第2項))

(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第23条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平11厚令37第140条の25準用(第36条第3項))

(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平11厚令37第140条の25準用(第36条第4項))

(5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条(連合会の業

務) 第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 36 条第 5 項))

- (6) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 36 条第 6 項))

35 事故発生時の対応

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 37 条第 1 項))
- (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 37 条第 2 項))
- (3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 37 条第 3 項))
- (4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(24)の③を準用)

36 会計の区分

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 38 条))
- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 老振発第 18 号)に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(25))

37 記録の整備

- (1) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 139 条の 2 第 1 項))
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 139 条の 2 第 2 項))

- ① 短期入所生活介護計画
- ② 平 11 厚令 37 第 140 条の 25 において準用する第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容
- ③ 平 11 厚令 37 第 128 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④ 平 11 厚令 37 第 140 条の 25 において準用する第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録
- ⑤ 平 11 厚令 37 第 140 条の 25 において準用する第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑥ 平 11 厚令 37 第 140 条の 25 において準用する第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

○厚生労働大臣が定める施設基準(平成十二年厚生省告示第二十六号)(抄)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

三 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定居宅サービス基準第二条第八号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び次号において同じ。)で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 単独型短期入所生活介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定居宅サービス基準第二百二十一条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。)である場合にあっては、併設本体施設(指定居宅サービス基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。)として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

(2) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二

項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。
- (3) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準
- (一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が四・一又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。